

## 事前確認事項及び回答の概要

No.	事前確認事項	回答の概要
1	高欄への愛称名の標示の仕様について、シール貼りを希望します。	仕様については、再剥離が可能な（粘着剤が残らない）シールでの設置は可能です。
2	フラッグでの愛称名の標示について、掲出期間の延長を希望します。	フラッグの掲出は、あくまで愛称名をPRする目的として、愛称名使用開始日から必要最低限の期間として定めたものであるため、掲出期間の延長は出来ません。

上記の他、申込予定者が特定されるような内容や申込予定者の営業上の秘密に関する内容等が含まれる確認事項については公表いたしません。注意事項として、以下の内容を回答しています。

- ・愛称名の標示等のデザインや設置箇所については、別途、街づくり協議を行う必要があります。街づくり協議により、提案いただいたデザインや設置箇所が変更となる場合があります。
- ・エレベーター内壁面への広告掲出を行う場合、エレベーターの故障等により、掲出できない期間が生じる場合があります。
- ・エレベーター内壁面への広告掲出を行う場合、広告の設置箇所、サイズ、デザイン等は、優先交渉権者選定後から設置開始までに審査を行います。また、契約開始後にデザイン等を変更する場合は、その都度審査を行います。